

連合町内会補助金交付要綱

(総則)

第1条 町内会、自治会等の住民自治団体間の連携を通じ、地域の振興及び発展を図るために活動する連合町内会を支援することを目的とする補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語)

第2条 この要綱において「連合町内会」とは、単位地域住民自治団体の連合団体をいう。

(補助対象)

第3条 補助金交付の対象となる連合町内会は、本市内の連合町内会で市長が必要と認めた団体とする。

(補助金)

第4条 補助金は、予算の範囲内において次により算出した合計額以内とする。

- (1) 均等割 1団体につき 50,000円
- (2) 町内会割 1団体につき 2,000円
- (3) 世帯割 4月1日現在の広報よこすか配布手数料1世帯につき5円

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。